

# 令和3年度山形県介護サービス事業所・施設における 感染防止対策支援事業費補助金に係る 消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告に関するお願い

補助事業完了後に、当事業経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定（発生）した場合には、速やかに「01 仕入控除税額報告書（県交付要綱別記様式第4号）」を作成し、必要な添付書類とともに、郵送等により県担当まで提出していただくこととしています。

報告書を作成いただく際は、次の点にご留意いただきますよう、よろしくお願い致します。

## 1 「02 消費税等返還対象確認票」の活用について

消費税等返還対象の事業者であるかどうかについては、別添「02 消費税等返還対象確認票」により、確認願います。

## 2 「03 仕入控除算定票」の活用について

消費税等の確定申告後、別添「03 仕入控除算定票」を用いて返還額を算出の上、報告書を作成してください。

## 3 県に対する「補助対象経費」の照会について

- 補助対象経費については、上記2の返還額を算出する際に必要となります。
- しかし、実績報告書の審査において、実績報告書に記載の補助対象経費のうち、補助対象として認められない経費については、それを除いた上で額を確定させているため、必ずしも提出いただいた補助対象経費の額がそのまま認められているとは限りません。
- そのため、上記2を活用し返還額を算定する前に、県（以下の担当）に対し、確定した補助対象経費を照会してください。

担当：山形県 高齢者支援課  
介護指導担当  
〒990-8570  
山形県山形市松波 2-8-1  
TEL023-630-3123

(参考：仕入れ控除の報告の流れ)

